ロ　割引率

㈠　普通区間等

割引率は50パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間を除く。）、均一制区間（道央自動車道及び札樽自動車道に限る。）並びに別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ及びＥに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ、Ｃ若しくはＥに掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ただし、平成23年６月19日までの間においては甲インターチェンジから乙インターチェンジまでの間における対距離制区間の上記算出後の額、別表６のうちＡ及びＢに掲げる各高速道路の上記算出後の額並びに別表６のうちＦに掲げる高速道路の料金の額を合算した額、均一制区間の上記算出後の額又は別表６のうちＣに掲げる各高速道路の上記算出後の額のそれぞれについて1,000円を超える場合は当該区間に係る本割引適用後の料金の額を1,000円とする。

㈡　大都市近郊区間等

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合の割引率は50パーセント、午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合の割引率は30パーセントとし、対距離制区間（大都市近郊区間に限る。）、均一制区間（東京外環自動車道に限る。）及び別表６のうちＤに掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、㈡を適用する場合を除く。

なお、本割引適用後の料金の額は対距離制区間、均一制区間又は別表６のうちＤに掲げる高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈢　普通区間等と大都市近郊区間を共に含む区間

イ）夜間

午前０時から午前６時までの間又は午後10時から翌午前０時までの間に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、割引率を50パーセントとして対距離制区間並びに別表６のうちＡ、Ｂ、Ｄ及び東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）に掲げる高速道路の通行料金に適用する。ただし、平成23年６月19日までは、当該算出額と、甲インターチェンジから乙インターチェンジまでについて下記の計算式により算出した額とのうちいずれか低い額とする。

なお、割引率を50パーセントとした算出にあたっては、対距離制区間又は別表６のうちＡ、Ｂ、Ｄ若しくは東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間に掲げる各高速道路の別に算出することとし、それぞれの割引後の算出額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

ａＬＲ×0.5×ｔ＋1,000＋Ｐ×0.5

※ただし、上記式において、ａＬＲ×0.5×ｔ又はＰ×0.5の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記式においてａ、Ｌ、Ｐ、Ｒ及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ：別表６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

ロ）昼間

午前０時から午前６時までの間を除く時間帯及び午後10時から翌午前０時までの間を除く時間帯に通行する場合における甲インターチェンジと乙インターチェンジの間（対距離制区間の一部に大都市近郊区間を含むものとする。）の本割引適用後の料金の額は、下記の計算式Ａにより算出した額とする。ただし、平成23年６月19日までは下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうち低い額とする。なお、下記の計算式Ａ及びＢによりそれぞれ算出した額のうちいずれか低い額が、イ）を適用したときの算出額を下回る場合には、イ）を適用したときの算出額と同額とする。

Ａ　（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×0.5＋Ｌ’２Ｒ’２×0.7）＋75）×ｔ＋Ｐ＋Ｐ’１×0.5＋Ｐ’２×0.7

※ただし、上記式において、（ａ×（（ＬＲ＋Ｌ’１Ｒ’１）×0.5＋Ｌ’２Ｒ’２×0.7）＋75）×ｔ、Ｐ’１×0.5又はＰ’２×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

Ｂ　ａ’Ｌ’２Ｒ’２×0.7×ｔ＋1,000＋Ｐ’２×0.7

※ただし、上記式において、ａ’Ｌ’２Ｒ’２×0.7×ｔ又はＰ’２×0.7の別に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位の端数処理を行うこととする。

㈜　上記Ａ式及びＢ式においてａ、ａ’、Ｌ、Ｌ’１、Ｌ’２、Ｐ、Ｐ’１、Ｐ’２、Ｒ、Ｒ’１、Ｒ’２及びｔは、それぞれ次の数値を表すものとする。

ａ　：対距離制区間のキロ程が100キロメートル以下の場合は１。対距離制区間のキロ程が100キロメートルを超え、200キロメートル以下の場合は、25を対距離制区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。対距離制区間が200キロメートルを超える場合は、35を対距離制区間のキロ程で除し、0.7を加算した値。

ａ’　：大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超えない場合は１。大都市近郊区間のキロ程が100キロメートルを超える場合は、25を大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）で除し、0.75を加算した値。

Ｌ　：普通区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’１：関越特別区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｌ’２：大都市近郊区間のキロ程（単位：キロメートル）

Ｐ　：別表６のうちＦに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’１：別表６のうちＡ、Ｂ又は東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの区間（キロ程適用日からに限る。）に掲げる各高速道路の料金の額（単位：円）

Ｐ’２：別表６のうちＤに掲げる高速道路の料金の額（単位：円）

Ｒ　：普通区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’１：関越特別区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

Ｒ’２：大都市近郊区間の１キロメートル当たりの料金の額（単位：円）

ｔ　：1.05（消費税及び地方消費税の転嫁）

㈡　普通区間等の料金を合算する特例

次表に掲げる場合（二以上の場合に該当し得るときを含む。）におけるそれぞれの通行（最初に通行した日から連続する３日以内の通行に限る。）に係る本割引適用後の料金の額（下記Ａ又はＢに限る。）を合算した額が1,000円を超える場合は、これを1,000円とする。ただし、平成21年４月29日から平成23年６月19日まで適用する。なお、本特例及び⑱に定める障害者割引の適用要件に該当する自動車の場合、本特例を適用するものとし、㈢ロ）の定めに該当する通行における本特例適用後の料金の額については、㈢イ）の定めを準用して算出するものとする。

Ａ　㈠の定めにより算出した本割引適用後の料金の額（東京湾横断・木更津東金道路の浮島インターチェンジから木更津金田インターチェンジまでの間の本割引適用後の料金の額を除く。）。